

論文

日本における「知的障害をもつとされる人のための施設」 の史的研究の系譜

—「問題史研究」と「施設史研究」とに着目して—

西 脇 啓 太*

はじめに

障害をもつとされる人のための施設における支援をめぐるのは、就労支援、生活支援、個別支援などの様々な視点から議論が行われる。施設における支援について、このような多様な視点をもたれることには様々な背景が考えられるが、その背景のひとつには、施設のあり方の多様化も存在しているであろう。障害をもつとされる人のための施設については、戦後に制度的枠組みが次々に設けられていく。1949年に制定された身体障害者福祉法や、1960年に制定された精神薄弱者福祉法などは、従来の民間施設に法的位置づけを与えるという側面を有するものであった。1970年代からの地域移行や、2003年の支援費制度による措置から契約への移行なども大きな政策的変動であった。また、2006年に施行された障害者自立支援法は、施策における3障害の一元化、就労支援の抜本的強化などを内容としており、従来の障害者支援を大きく変化させたといえる。このような制度変化に伴い、施設支援のあり方も多様化してきたといえる。

障害をもつとされる人のための施設における

支援が多様化するこのような状況において、施設を今後どう構築していくのか。この課題に付随する論点は様々考えられるが、①支援の担い手として存在してきた施設の歴史の変容はどのようなものであったのか、②この①の問題（施設の歴史の変容）を考察する研究の系譜はどうなっているのか、という論点も浮上する。

本稿の関心は、後者の論点に置かれている。学説の研究は、当該領域の到達点を把握し、当該領域における研究の継承、再構築のためにも必要な作業である。

後者の論点すなわち「施設の歴史の変容を考察する研究の系譜はどうなっているのか」を考察するにあたり、焦点を以下に定めたい。

第1に、知的障害をもつとされる人のための施設に焦点を当てる。本稿は、これまでの研究がどのように、知的障害をもつとされる人のための施設の歴史を扱ってきたのかを整理する。焦点を、知的障害をもつとされる人のための施設に当てる根拠は以下である。知的障害をもつとされる人への支援については、地域や家庭等とともに施設も担ってきた。その施設については、1960年代から史的研究が進む。それらの研

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程2年（指導教員 久塚純一）

究系譜をレビューすることで、「施設の歴史的変容を考察する研究の系譜はどうなっているのか」という問題の考察を進めることができる。

第2に、知的障害をもつとされる人のための施設のなかでも、滝乃川学園に焦点を当てる⁽¹⁾。言い換えると、本稿は、滝乃川学園史研究をレビューするという側面をもつ。滝乃川学園に焦点を当てる根拠は以下である。滝乃川学園は、①知的障害をもつとされる人のための施設として、日本における歴史的起点としての位置を占めると考えられており、様々な論点を生むこと、②また、滝乃川学園の後に続く、知的障害をもつとされる人のための施設に対しても処遇法などにおいて大きな影響を与えてきたこと、③現在においても存在し、また資料館を設置するなど資料の公開性も高いこと、といった諸点を有しており、滝乃川学園についての史的 연구를蓄積させてきたからである。

以上から本稿の課題をまとめると次のようになる。本稿は、知的障害をもつとされる人のための施設の史的 연구が、これまでどのように構築されてきたのかについて、滝乃川学園の史的 연구を拠り所にして考察するものである。より具体的にいうと、本稿は「精神薄弱問題史研究」「障害者問題史研究」「施設史研究」といった研究潮流に着目し、これらの潮流が滝乃川学園の歴史にどのような学術的接近を図ってきたのかをレビューすることで、知的障害をもつとされる人のための施設の史的 연구を整理し、ここから研究のフロンティアや今後の展望を見出そうとするものである。

ここで、いま挙げた「精神薄弱問題史研究」「障害者問題史研究」「施設史研究」といった研究潮流の分類が可能か、という問題に触れてお

きたい。たしかに、これらの研究潮流には明確な定義が設けられておらず、これらの潮流からの整理でレビューしたことになるのか、という批判がありうる。しかし、現に「精神薄弱問題史研究」「障害者問題史研究」「施設史研究」といった研究潮流があらわれ、それぞれが研究紀要を刊行し、知的障害をもつとされる人のための施設の史的 research をリードしてきた。それぞれの研究潮流は、何らかのねらいをもってはざらずであり、このねらいをみていくことで、今後の研究のフロンティアがみえてくる可能性がある」と筆者は判断した。したがって、本稿は、「精神薄弱問題史研究」「障害者問題史研究」「施設史研究」を先行研究潮流と捉え、これらの潮流のねらいに目を配りながらレビューすることとする。

なお、本稿で用いる概念について触れておきたい。本稿のキー概念である「精神薄弱」と「知的障害」とについては、本文中、たとえばどちらかで統一的に使用することも考えられる。しかし、そのように表記することで正確性が損なわれると思われる箇所が、本稿の議論には存在した。そのような事情から本稿では、両者を文脈に即して使い分けることとした⁽²⁾。

本稿の叙述は、以下のように行われる。第1章では、「問題史研究」（「精神薄弱問題史研究」「障害者問題史研究」）を取り上げ、この研究潮流の背景、内容に触れ、滝乃川学園史とのかかわり、この研究潮流がもつ課題について述べる。第2章では、「施設史研究」を取り上げ、同様に、この研究潮流の背景、内容に触れ、滝乃川学園史とのかかわり、この研究潮流がもつ課題について述べる。第3章では、「問題史研究」と「施設史研究」との関係性を考察し、それぞれの研究

潮流において共有されてきた事項を抽出し、研究フロンティアについて考察する。最後に、まとめと展望を述べる。

第1章 「問題史研究」(「精神薄弱問題史研究」と「障害者問題史研究」)

本章では、知的障害をもつとされる人のための施設の歴史を扱ってきた研究潮流として、「問題史研究」(「精神薄弱問題史研究」と「障害者問題史研究」)に着目する。

1964年(昭和39年)に「精神薄弱問題史研究会」が発足し、「精神薄弱問題史研究」という研究潮流があらわれてくる。この研究会は、「東京教育大学教育学部特殊教育学科第三講座で知的障害児教育を専攻する大学院生、学生が中心となって、杉田裕講師を会長として始め」られた自主的研究会であったと、当時のメンバーであった津曲は述べている[津曲 2012: 34]。

「精神薄弱問題史研究会」の意図を、この研究会の初代会長であった杉田の見解が示している。杉田は、1964年に『精神薄弱問題史研究紀要』⁽³⁾の第1号が刊行されるに際し、「創刊にあたって」を寄稿し、次のように述べている[杉田 1964]。杉田よれば、「精神薄弱問題史研究」は、精神薄弱をもつとされる人をめぐり、教育や福祉等の特定の分野だけを取り上げるのではなく、医学や心理学の考え方、矯正問題や労働問題など、広い視点から議論するものであり、「広い共通の広場」で問題の所在を考察するものである。当時、たとえば精神薄弱児の主たる研究については、心理学と病理学からのものが中心となっており、学問的偏向があったことが指摘されている(清水の報告[藤島ほか 2005: 8-9])が、このような状況において、学際的観

点を投入するという研究会の意図を、この杉田の見解は示しているといえる⁽⁴⁾。

杉田は、同紙面で次の見解も示している。杉田によると、当時、精神薄弱の歴史問題は世間一般から等閑視される傾向にあり、結果、その領域の研究者が孤独、独善的になりやすい状況が生じていた。このような状況を防ぐ場としての「精神薄弱問題史研究」でもあるとの見解である。

「精神薄弱問題史研究会」の設立メンバーであった、津曲や清水などの見解も踏まえ、「精神薄弱問題史研究」のねらいを探ると、以下の諸点を取り出すことができる。それは、①人間集団において、あるモノサシをあてられカテゴリーされる人々(精神薄弱者など)が存在するのはなぜなのか、このような人々が社会的問題(精神薄弱問題)となる(成立過程)ときの、諸条件(時代的条件、社会的条件、経済的条件など)や法則性は何かを探る[津曲 1965]、②精神薄弱問題がどのような過程を辿るのか、この過程を規制してきた主要な要因や構造は何かを社会科学的に探る⁽⁵⁾⁽⁶⁾、③精神薄弱問題の歴史のなかから、研究時点における問題を解明する鍵をみつけるなど、精神薄弱問題の歴史を、単に過去のものとして認識するのではなく、研究時点と接続させる、といった諸点である⁽⁷⁾。

1988年に、『精神薄弱問題史研究紀要』は『障害者問題史研究紀要』へと紀要名を改称している。この改称第1号である『障害者問題史研究紀要』第31号における「巻頭言」において、藤島は、「この紀要が創刊された頃とは、現状は、かなり事情が違うように思われる。そのため誌名を変更し、研究対象の幅も広げて、障害者問題の歴史研究を横につなぐ役割り(ママ)

を果すことが必要であろう」と述べている〔藤島 1988: 1〕。ここに、研究の志向性の変化が生じたのであろうか。この改称第1号である『障害者問題史研究紀要』第31号では、特集が生まれ、「障害者問題史研究」の展望を議論する場が設けられている。ここには、「近現代資本主義社会における障害者問題（社会問題）の、成立要因、展開過程、実態構造などを、社会科学的手法を用い、歴史的に分析する」といった「障害者問題史研究」の志向性が示されていると解釈でき（荒川の報告〔高橋ほか 1988: 9〕、平田の報告〔高橋ほか 1988: 15〕、津曲論文（1988）等から、その志向性を取り出すことができる）、従来の問題意識の大枠に変更があったわけではないと理解できる⁽⁸⁾。その意味で、本稿は「精神薄弱問題史研究」の延長線上に「障害者問題史研究」を位置づけ、両者を「問題史研究」とみなすこととしたい。

障害者問題の成立過程等の分析をねらいとする「問題史研究」は、さまざまな研究を行ってきたが、資料の発掘、収集、整理、紹介もその一部であった。たとえば滝乃川学園関連でいえば、次の紹介があった。『精神薄弱問題史研究紀要』第19号の誌面上で、「精神薄弱者施設の調査 1939年（昭和14年）2月末現在」と題したものが掲載されている。これは、1939年に日本精神薄弱児愛護協会が当協会加盟9施設に対して行った調査の紹介である。この実態調査の対象には、滝乃川学園も含まれている。紹介されている調査結果には、この9施設における、収容者の「年令」「知能」「学力」「作業能力」「癲癇発作」「遺尿症」「言語欠陥」「運動障礙」「学費其他」、退施設者の「収容期間」「退処理由」「現在状況」等の数値が示されている。この実

態調査は、戦前期における、精神薄弱をもつとされる人のための施設の実態を示す一次資料として、価値の高いものである。

また、「問題史研究」は、歴史年表の作成も行ってきた。年表作成は、これまで明らかにされてこなかった史実を整理するものであり、障害者問題史分析の見通しを立てるためにも必要な作業であった。年表作成の報告は、発行されてきた『精神薄弱問題史研究紀要』の全体を通して掲載されている。知的障害をもつとされる人のための施設の歴史的な起点とされる滝乃川学園についても、歴史年表研究がすすめられた。たとえば峰島は、「滝乃川学園史年表（案）戦前編」と題して、滝乃川学園の戦前史を「石井亮一、筆子、滝乃川学園事項」「関係事項」といった視点から年表化して描いた〔峰島 1973〕。この年表は、「筆子」という視点が入った新しい年表として、新たな議論を喚起するものであった。

ここで、『精神薄弱問題史研究紀要』『障害者問題史研究紀要』に掲載されている滝乃川学園史研究のなかから、原著論文をみてみたい。

津曲（1978）は、滝乃川学園の前身にあたる孤女学院（1891（明治24）年～1897（明治30）年）の設立過程を分析している。1891年から1907年ころまでの滝乃川学園の実態については、従来、資料的制約があり、「大略をも明らかにすることができなかった」〔津曲 1978: 5〕。その結果、この時期の実態については、『石井亮一傳』〔滝乃川学園 1940〕の記述に依拠して理解される傾向があった。しかし、孤女学院の資料が『女学雑誌』に掲載されていることが、1970年代に判明した。津曲の研究は、その資料を用い、孤女学院の成立過程（初期滝乃川学園の成立過程）

を明らかにするものであった。

『女学雑誌』は、その後も滝乃川学園史研究にとって重要資料とみなされた。蒲生（1985）によると、石井亮一研究は1960年代半ばに始められたが、この時期の石井亮一研究は、先にも触れた『石井亮一傳』[滝乃川学園 1940]に、やはり依拠して記述された。これらの石井亮一研究は、蒲生によれば、石井を宗教者、学者として捉え、石井の教育志向を宗教的慈善に回収して記述する傾向をもっていた。また、これらの研究は、石井と社会的制約との現実的接点が見えぬという問題点も抱えていた。さらに、精神薄弱をもつとされる人のための施設の創設者らが、石井や滝乃川学園に指導を仰いだという事実からも、精神薄弱をもつとされる人のための施設の歴史的起点である滝乃川学園の施設構想を吟味することには意味があった。以上のようなことから、石井の思想や、滝乃川学園の施設構想を明らかにする必要性が生じていた。そのような状況のなか、『女学雑誌』『教界評論』『公会月報』『基督教週報』『The Spirit of Missions』等の資料の発掘により、1970年代に石井亮一研究、滝乃川学園研究の裾野が広がった。蒲生の研究は、これらの資料を用いつつ、石井が置かれていた環境を再構成し、石井の教育思想の形成過程を考察することをねらいとしていた。

「歴史の再構成」は、「問題史研究」において重要なポイントであった。池本ほか（1989）は、「孤女学院」が「滝乃川学園」に改称（1897（明治30）年）し、白痴教育施設へとシフトしていく過渡期における、施設財政の分析を行った。資料として、滝乃川学園に所蔵されている当時の「歳入原簿」「歳出原簿」を用い、当時にお

ける歳出の実態（たとえば白痴児の保護、教育のための職員報酬の増化など）、歳入の実態（外国人（アメリカや日本在住の聖公会関係者）による寄付が基盤となっていたことなど）を分析した。結果として、1899年から1906年までの滝乃川学園の運営、生活、教育の一端を読み取り、従来描かれてこなかった歴史を構成した。

以上のように、「問題史研究」における滝乃川学園史研究は、戦前の滝乃川学園における、「石井亮一の思想」や「施設財政」といった諸要素の形成等を明らかにしようとしてきた。ここからは、従来は等閑視されてきた、精神薄弱をもつとされる人のための施設の歴史を分析することで、精神薄弱問題が社会問題となるとき成立条件を探ること等の、「問題史研究」の意図をうかがうことができる。ただし、ここでみた津曲（1978）、蒲生（1985）、池本ほか（1989）には、次章のテーマである「施設史研究」が構築しつつあった方法的視座にもアクセスしている形跡がある。その意味では、これらの研究は、「問題史研究」のみならず、「施設史研究」の系譜にも属しているといえる。

以上のように研究を構築してきた「問題史研究」には、課題も存在していた。そのひとつとして、方法論の明確化が挙げられるであろう。「1960年代から20年にわたり精神薄弱問題史研究は、その視点の整理と方法論の確立を求めつづけてきた」ものの[津曲 1988: 28]、方法論を成熟させたきたとはいえなかった。「精神薄弱問題史研究会」の設立（1964）に関わり、「問題史研究」をリードしてきたといえる清水の見解では、「問題史研究」における今後の課題として、方法論の創造が挙げられている[藤島ほか 2005: 11]。また、「問題史研究」における方

法論の構築に関して、岡田の言及では、方法論の裾野を広げていく必要性も指摘されている〔藤島ほか 2005: 18〕。

第2章 「施設史研究」

1970年代には、「従来の、施設の史的研究所」や「問題史研究」とは異なる文脈から施設の歴史の変容を解明しようとする、「施設史研究」という新たな研究潮流があらわれている。1973年に「精神薄弱者施設史研究会」が発足し、1979年には、この研究会が『精神薄弱者施設史研究』第1号を刊行している。この『精神薄弱者施設史研究』は、1981年に第2号、1983年に第3号が発行されて以降、2017年現在に至るまで発行されておらず、事実上の休刊状態となっている。しかし、この研究の構築を目指す研究者は全国に散在しており、現在まで研究が進められてきた。なお「精神薄弱者施設史研究」という名称は、現在あまり使用されておらず、「施設史研究」という名称が一般的である。そこで本稿では「施設史研究」と統一的に表記することとする。

従来の、施設の史的研究所は、精神薄弱をもつとされる人のための施設の歴史を、どのように描いてきたのであろうか。日本においては、精神薄弱をもつとされる人のための施設の具体的な資料が目につくべく、内実からの歴史を描きにくい状況があった。そのような資料的制約のなか、資料発掘が進められたかといえば、従来は、そのようにはならなかった。従来の研究所においては、自らの発掘による新資料が非常に乏しかったことが指摘されている〔津曲 1964: 8〕。結果、施設の刊行物、施設創始者の著作、二次資料などに依拠した研究所、言い換えると、資料

に偏向性のある研究所が蓄積された。

資料に偏向性のある研究所は、滝乃川学園研究所においても存在していた。滝乃川学園研究所は第二次世界大戦後に着目され始めたが、たとえば石井亮一研究所（滝乃川学園研究所においては、その創設者である石井亮一研究所にも焦点があてられてきた）においても、資料に偏向性のある研究所が見受けられる。具体的には、『石井亮一全集』〔城戸幡太郎ほか編 1940〕や『石井亮一傳』〔滝乃川学園 1940〕などに依拠した研究所が多かった。結果、石井亮一の遺徳をたたえることに終始するような叙述が生産されやすかった。

また、従来の、施設の史的研究所は方法論の構築も不十分であった。施設の歴史は、「支援者」「当事者」「経営」などの諸要素が関連するなかで展開されるものであるともいえ、その諸要素の関連の考察なしには、全体像を浮かび上がらせることは難しい。しかし、そのような考察を深める方法論も、従来の、施設の史的研究所には不足していた。

第1章でも述べたように、「問題史研究所」においても、方法論の構築は不十分であった。「問題史研究所」は、方法論を構築する意図をもちつつも、方法論の彫琢や明確化を具体的に展開してきたとはいえなかった。

以上のような事情のなかで、「施設史研究所」は次のように研究所を志向していった。

第1に、「施設史研究所」は、一次資料へのコミットを改めて重視し、一次資料で裏付けがとれた事実に基づいて歴史的内実を描くという手法に立ち返っている。この手法は、それまでの仮説的な言説に対し、反証を与えるプロジェクトでもあるといえよう。また、「施設史研究所」は、資料分析の前提にもなる、資料の存在把握、

整理、目録化などにも注力する。「施設史研究」における、一次資料からの施設史の再構築は、「従来の、施設の史的研究」の実証水準を上げるものであると理解できる。

第2に、「施設史研究」は、具体的な方法論の構築に注力した。「施設史研究」構築の中心的人物である津曲裕次氏の見解を借りれば、この研究法は、「(1) 実地調査（文献・建物等）や利用者、従事者、関係者への聞き取り調査などのフィールドワークを中心的手続きとし、(2) 教育史、福祉史、建築計画史等の研究者による(3) 共同作業、共同討議、研究発表を基本とする学際的総合研究を目指した」ものであり、この研究法により、「(1) 思想史的、沿革史的研究の発展、(2) 知的障害者の生活、教育、人権保障の実際等が、より具体的、実証的に解明され、(3) 知的障害者の権利保障、情報公開、生活支援、教育保障への示唆」が得られることとなる〔津曲 2012: 36-37〕。そのような観点から「分析視点」、「手続き」、「対象施設」が設定されてきた。2012年時点における「分析視点」、「手続き」、「対象施設」に、やや触れておきたい。「分析視点」としては、①施設教育思想、②利用者、③従事者、④運営・経営、⑤建築計画、⑥方法・援助技術、⑦地域・社会、⑧日課、という視点が設定され、それらの視点のねらいも示されている。また「手続き」は、①資料調査、②実地測量・資料復元、③証言聴取と記録化、④研究討議・発表、として具体化されている。また「対象施設」には、「第二次世界大戦前に創設され現在も運営されている、知的障害をもつとされる人のための施設」を例にすると、①滝乃川学園、②白川学園、③桃花塾、④久美愛園（現「久美学園」）、⑤藤倉学園、⑥筑峯学園（現「筑峯

寮」）、⑦三田谷治療教育院、⑧八幡学園、⑨六方学園、が挙げられている⁽⁹⁾。以上のように、「施設史研究」は、方法論的な志向性を強化している。方法論の明確化は、「従来の、施設の史的研究」や「問題史研究」においては具体化されてこなかったものであった。

「施設史研究」の特徴に、研究時点との接点を探りつつ歴史を扱うという点があることも指摘しておきたい。この特徴については、『精神薄弱者施設史研究』の創刊号で、「精神薄弱者施設史研究会」が明示している。具体的には、「精神薄弱者施設史研究会は、戦前に創設された精神薄弱者施設で、今日も現存している施設の歴史を総合的に調査研究し、その営為を調査、発掘、整理、分析して歴史的意義を明らかにし、そのなかから今後の精神薄弱者の教育と社会福祉等の方向を総合的に探究しようとする者の集団」であると示されている〔精神薄弱者施設史研究会 1979: 1〕。施設の歴史を、過去の事象として研究時点と切り離すのではなく、施設の歴史を、研究時点と接合させながら分析するというねらいは、他でも示されており⁽¹⁰⁾、このねらいは、その後の「施設史研究」にも引き継がれていくものであった。

以上に概観した「施設史研究」は、滝乃川学園研究をどのように構築してきたのであろうか。菊池（1979）の研究は、『女学雑誌』を材料に、孤女学院設立当時（1891年、明治24年）の具体的実態（目的、財政、教育、生活、職員等）などに迫るものであった。その結果、その財政基盤は外国人からの寄附金によっていたこと、石井がキリスト教の日本における土着化のために社会問題に取り組み、より社会的矛盾の大きい問題に目を向けていった結果としての孤女学

院設立であったこと、などを結論づけた。峰島(1979)は、理事会記録や児童審査記録などの一次資料を用い、戦前滝乃川学園が、一貫して「家庭教育と学校教育の調和」を築こうとしてきたことや、運動史的役割を担っていたこと等を指摘した。これらの研究の他にも、一次資料を扱い、「施設史研究」での「分析視点」や「手続き」を取り入れた滝乃川学園研究として、加藤(1986)、池本(1994)、福士(1997)などが蓄積されてきた。以上のような研究成果を踏まえ、2011年には滝乃川学園の年史が刊行された[滝乃川学園ほか 2011a][滝乃川学園ほか 2011b]。この年史研究には、「施設史研究」の構築を先導してきた津曲裕次氏が大きく関わっており、「施設史研究」の方法による議論が取り入れられている。以上の滝乃川学園研究からは、「施設史研究」が、一次資料を中心的材料にして事実の裏付けを取りながら、具体的方法を用いつつ、施設史を構築してきたことがうかがえる⁽¹¹⁾。

ただし「施設史研究」については、今後の研究発展を予期させる課題が存在すると考えられる。

第1に、「施設史研究」を志向するものの多くが、施設の戦前期における実態の分析に偏っていることが指摘されうる。この点、近代社会における社会問題としての精神薄弱問題の成立や展開等を分析するという、「問題史研究」から引き継がれる目的からすると、戦前期に研究を向けることの意味も認められよう。しかし、戦後にも目を配っていくことはできないであろうか。戦後福祉には様々な変化があった。1960年には精神薄弱者福祉法が制定され、制度的枠組みがつくられたことによって、施設は大きな

影響を受けた。1970年代からの地域移行、1990年代の福祉改革、21世紀以降の利用契約化や障害者自立支援法制定など、施設を取り巻く制度的環境は目まぐるしく変化してきたといえる。それによって施設の何が変わったのか、あるいは変わらなかったのか、といった問題を、施設の内実を探ってきた「施設史研究」は、考察することができるように思われる。制度史、政策史への目配りをするすることで、施設の社会的位置づけを考察することも重要な研究であるといえよう。

「施設史研究」の課題の第2に、「障害者問題史研究」で問われようとしてきた「家族にまつわる問題」が正面から扱われていない点が挙げられる。家族それ自体は「施設史研究」にとって二次的扱いになっている。しかし、障害をもつとされる人の家族をめぐる論点は数多く存在しており、それらの論点に「施設史研究」が貢献できると考えられる。

たとえば、「知的障害をもつとされる人への支援の構造における、家族の位置づけの分析」に対する、「施設史研究」からの貢献である。1970年代以降、日本では地域生活が志向されるようになり、障害をもつとされる人などの地域生活の支え手には、さまざまな諸アクターが想定されてきた。しかし、知的障害をもつとされる人の家族が依然として様々なものを担っている可能性があることを、以下の内容は示しているように思われる。2017年のことであるが、知的障害をもつとされる人への支援に関わるかた(このかたは、某自治体における、障害種別や制度別ではなく包括的に相談支援を行う体制を構築する政策において、その相談支援員として従事している)から、次の話をうかがった。そ

れは、「地域で暮らす、知的障害をもつとされる人の生活に問題が起きるのは夜間と休日である」というものであった。知的障害をもつとされる人は、平日の日中においては、通所事業所などで支援を受けられるかもしれない。しかし、生活問題が起きる夜間と休日は、家族とともに生活している（日本の在宅知的障害者の多くが家族と暮らしてきたことは、国の統計に出ている）。家族とともに生活している、夜間と休日に生活問題が起きるといことは、家族が依然として様々な形で、知的障害をもつとされる人と関わっていることを示唆している。もし、このような状況の背景に、家族が少なからず関与している「知的障害をもつとされる人への支援の構造」が存在しているとすれば、この構造の発生時期、存続理由、内実などが問題になってくる。また、このような構造が、①知的障害をもつとされる人への支援の領域に特殊にあらわれているものなのか、②他の領域にもまたがる構造の一部であるのか（他の領域にもまたがる大きな構造の、知的障害をもつとされる人への支援の領域でのあらわれであるのか）、といった問題も浮上してくる。このような問題については、「家族とともに、知的障害をもつとされる人を支えてきた施設」の歴史を踏まえて考察することにも合理性があり、「施設史研究」で培った知が貢献できるように思われる⁽¹²⁾。

「施設史研究」の課題の第3に、「施設史研究」を志向するものなかには、事実発見のみにとどまっているようにみえるものが少なくない点が挙げられる。意図的であるのかは定かではないが、理論的構築についてはあまり取り組まれていないと思われる。だとすると、この背景には、従来取り組まれてこなかった、精神薄弱を

もつとされる人のための施設の資料を発掘、整理する作業が、1960年代から始められ、さしあたっては資料の発掘、整理に研究のボリュームを置かざるをえない、といった事情が考えられる。しかし、この事実発見の意義を示す余地が残されているのではないか。たとえば、社会理論的發展の素材としての可能性を探ることも今後の課題であるように思われる。

第3章 「問題史研究」と「施設史研究」との関係

ここで、「問題史研究」と「施設史研究」との関係に着目したい。この関係から研究のフロンティアについて考察し、今後の展望に繋げる。

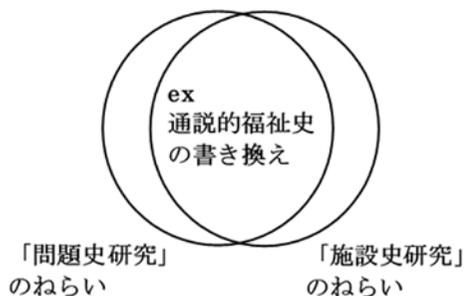
まず、「問題史研究」と「施設史研究」とは、さまざまな点において異なっている。たとえば方法論の明確化は、そのひとつであると考えられる。実際、「問題史研究」にくらべ、「施設史研究」は、方法論を強化してきた経緯をもち、「分析視点」、「手続き」、「対象施設」などを明確化してきた。このような方法論の明確化は、「問題史研究」では生まれてこなかった。

他方で、「問題史研究」と「施設史研究」とは、共有部分も存在している。それには、たとえば以下のような諸点がある。第1に、歴史を過去の事象として切り離すのではなく、歴史を研究時点と接続させようとする点である。両者とも、歴史から、研究時点における課題の解決などの示唆を得ようとする。第2に、方法論を構築する意図がある点である。この意図の背景のひとつには、従来の、福祉研究や特別教育研究が、方法論への関心を充分に有してこなかったことへの批判（無方法研究への批判）があったと思われる（ただし「問題史研究」は、方法論を構

築する意図を有しつつも、「施設史研究」ほどには方法論を彫琢することができなかつた)。第3に、精神薄弱をもつとされる人のための施設の戦前実態への着目である。これは、近代以降の精神薄弱問題という社会問題の、「浮上要因」や「構造」の分析等をねらいとすることからの帰結であるように思われる。第4に、資料の分析のみならず、その発掘、整理にも従事する点である。これは、従来の施設の歴史研究が二次資料分析に偏ってきたこと、またその結果としての設立者賞賛のみの議論などに対する反省の結果でもあるといえる。

ここでみた、「問題史研究」と「施設史研究」との共有部分としての、第3の事項(精神薄弱をもつとされる人のための施設の戦前実態への着目)や、第4の事項(資料の分析のみならず、その発掘、整理にも従事する点)から示唆されるのは、「問題史研究」や「施設史研究」が、結果として、ある研究フロンティアに位置して

図1:「問題史研究」のねらいと「施設史研究」のねらいとの関係



注:「問題史研究」と「施設史研究」とは、そのねらいにおいて共有する部分が少ない。その共有部分の解釈からは、「通説的福祉史の書き換え」が浮上すると考えることができる。ここにひとつの研究フロンティアが存在していると思われる。

出所:筆者作成。

きたのではないかと、ということである。そのフロンティアは、通説的福祉史を書き換え、歴史を再構築する、というものである(図1)。

日本における社会福祉史の通説的見解は、吉田久一氏による歴史研究の影響を受けてきた。実際、多くの教科書が吉田史学の歴史観に依拠して記述されてきた。吉田久一氏の歴史観は、改訂を重ねてきた、氏の代表的著作である『日本社会事業の歴史』から汲み取れる。『日本社会事業の歴史』は、『日本社会事業の歴史』(1960)、『改訂 日本社会事業の歴史』(1966)、『新版 日本社会事業の歴史』(1981)、『全訂版 日本社会事業の歴史』(1994)、『新・日本社会事業の歴史』(2004)と版を重ねてきている。これらの目次を眺めると、ある誌面で「社会事業史は近代に限っても慈恵救済→慈善事業→救済事業→社会事業→戦時厚生事業→戦後社会事業→社会福祉に時期区分できる。そして、それがベースである」と主張した吉田の認識〔吉田1979:4〕は、おおむね一貫していたことがうかがえる。このような歴史区分によって構築されてきた通説的歴史観によって、たとえば明治期の「慈善」の組織(たとえば1878年創設の京都盲学校や、1891年創設の滝乃川学園など)などは、「人権観念がなく、恣意的な営みを行うところ」,「救済者と被救済者との間に優劣関係や権力関係をつくるところ」といった否定的価値観を少なからず付与されてきたといえよう。

また、戦前期の「慈善」に対して否定的価値観が付与されてきた形跡は、さまざまなところに存在している。たとえば、政策の歴史にも「慈善」に対する否定的価値観が付与された形跡がある。1920年代、内務省の社会行政が「社会連帯」政策を進める際の論理に「慈善」が用いら

れたことが指摘されている [稲山 2015]。つまり、非対称的関係を前提とし、被救済者の従属的地位を再生産する「慈善」が、「社会連帯」を妨げるとされた。このような「慈善」理解は、「社会連帯」の具体化でもある方面委員制度に、「『慈善』の権力関係を離脱するための媒体」という性格を与えていった。「社会連帯」の政策的推進は、「慈善」に、「篤志家の自己満足による温情的な施与により、被救済者を『弱者』や『依存者』として怠惰に安住させるもの」といった否定的意味を含ませていくものであろう。このような政策をめぐる事情も、「慈善」に対する否定的意味づけを伴った通説の形成に作用していくといえる。

以上のような「慈善」への否定的意味づけも含めた通説的福祉史を、「問題史研究」や「施設史研究」は、結果として乗り越えようとしてきた、ということができる。見方を変えると、「問題史研究」や「施設史研究」は、通説的福祉史と関係しながら存在している研究潮流である、ということができる。精神薄弱をもつとされる人のための施設の歴史的資料は、各地の施設や組織に散在しつつも、先に触れたように、従来、十分に整理されてこなかった。しかし、1960年代以降、「問題史研究」や「施設史研究」によって、資料の発掘、整理、目録化等が進められ、それらをもとに、分析研究も構築されてきた。これらの作業は、経済重視の学問や、世間一般の関心からは等閑視されたり、戦前期の慈善組織としての営みにおいて否定的価値を付与されたりしてきた施設の資料に目を配り、そこから事実を取り出し、歴史を再構成する作業である。これらの作業は、意図的であるか無意図的であるかは定かではないが、通説的福祉

史を相対化する素材を提供してきた。つまり、「問題史研究」や「施設史研究」は、通説的福祉史の再構築という研究フロンティアに位置してきたということができる。

おわりに まとめと展望

本稿は、障害をもつとされる人の施設の歴史の変容を探る基礎作業として、施設の歴史の変容を扱う研究の系譜をレビューするものであった。そこで、1960年代から研究構築が進んだ等の根拠から、知的障害をもつとされる人のための施設に焦点を当て、また、知的障害をもつとされる人のための施設のなかでも、その歴史的起点であり、多くの研究が蓄積されてきた等の根拠から、滝乃川学園に焦点を当てたうえで、研究の系譜を概観した。具体的には、第1章で「問題史研究」という研究潮流を、第2章で「施設史研究」という研究潮流を取り上げ、それぞれの研究潮流における滝乃川学園史研究を引き出し、それぞれの研究潮流の内容や課題について考察した。続いて、第3章では、「問題史研究」と「施設史研究」との関係からみえる研究フロンティアについて考察した。

以上の議論を踏まえ、障害をもつとされる人のための施設の史的 연구における、今後の展望を2点にまとめておきたい。

第1に、「施設史研究」の発展についてである。「施設史研究」が果たしてきた役割は大きい。というのも「施設史研究」は、一次資料分析の必要性や、方法論の明確化、といった重要な諸問題を提起してきたからである。しかし、どのような研究志向であれ、その乗り越えや継承的発展等が図られるものであろう。そのような観点からすると、第2章でも述べたように、「施

「施設研究」には、戦前期の考察に偏っている、家族への目配りが少ない、事実発見にとどまるものが少なくない、といった諸点が存在しており、これらの諸点は今後の研究発展を示唆しているように思われる。具体的には、①戦後に構築された福祉国家モデルが転換されていくなかで、施設は政策とどのように関わってきたか、②戦後、家族形態が変化していくなかで、「支援の構造における、家族の位置づけ」や「施設と家族との関係」などがどのように存在してきたか、といった今後の論点を「施設史研究」はその内部に含んでいるといえる。

第2に、通説的福祉史を再編していくことである。第3章でも指摘したように、福祉史においては通説的見解が存在している。だが、そこで示されてきたものの全てが事実に基づいて記述されているとは限らず、なかには今後の検証を待機しているものも少なくない。「問題史研究」や「施設史研究」が共通して構築してきたことのひとつは、福祉史を再編していくことであった。この福祉史再編という研究プロジェクトは、今後も継続されていく必要がある。そのためにも、一次資料を分析する前提的作業ともいえる、知的障害をもつとされる人のための施設の資料を発掘、整理、目録化する作業などは、今後も継続して行われる必要がある。

〔投稿受理日2017.4.22／掲載決定日2017.7.6〕

注

(1) 滝乃川学園について、滝乃川学園(2015)などを参考に、ごく部分的ではあるが触れておきたい。滝乃川学園は、1891(明治24)年に石井亮一(1867-1937)が、濃尾大地震により罹災した被災孤女20名程を引き取り、その保護、教育のために「孤女学院」を設立したことに端を発している。その孤女のなかには「白痴」と思われる女兒がいた。

それが石井にとって「白痴教育」を行う契機となり、石井は1896(明治29)年の4月から12月までアメリカに渡り、白痴教育の理論、方法を学んだといわれる。1897(明治30)年、その孤女学院は白痴児を受け入れることとし、所在地(滝野川村、2017年現在の北区のあたり)にちなみ、施設名を「滝乃川学園」に改称した。1906(明治39)年には西巢鴨村(2017年現在の豊島区のあたり)に移転し、1928(昭和3)年には谷保村(2017年現在の国立市のあたり)に移転している。

その後、滝乃川学園は、第二次世界大戦を経て、法内事業化していく。具体的には、①1948(昭和23)年、児童福祉法公布により、精神薄弱児施設として認可される、②1952(昭和27)年、社会福祉法人として認可される、③1970(昭和45)年、精神薄弱者福祉法における精神薄弱者更生施設としての認可を受け、成人部を開設する、④2003(平成15)年、支援費制度にともない、成人部等を契約利用制に移す、⑤2006(平成18)年、グループホーム等を障害者自立支援法内事業へ移行させる、⑥2013(平成25)年、グループホーム等を障害者総合支援法内事業へ移行させる、などの経緯をもっている。

- (2) 日本では、従来から批判されていた、「精神薄弱」という言葉を改める形で、1960年制定の「精神薄弱者福祉法」を、1998年に「知的障害者福祉法」に改正している。以来、「精神薄弱」という表現ではなく、「知的障害」という表現が一般的に使われるようになっていき、2017年現在も「知的障害」という表現が一般的であるといえる。
- (3) なお『精神薄弱問題史研究紀要』は、1964年に第1号が発行され、1986年に第30号が発行されるまで、約22年にわたり発行され続けた。1988年には、『精神薄弱問題史研究紀要』は『障害者問題史研究紀要』という誌名に変更され、『障害者問題史研究紀要』は第31号から開始されることとなった。この『障害者問題史研究紀要』は、2005年に第40号をもって終刊となっている。
- (4) 「精神薄弱問題史研究」の間口は実践家にも開かれ、研究者のみならず実践家の研究も蓄積されてきた。このことから、様々な観点から問題の所在を統一的に捉えようとするねらい等をうかがうことができる。
- (5) 岡田は、「障害者問題の構造把握ということは、

- 問題史研が初めて提起した」と指摘している〔藤島ほか 2005: 17〕。
- (6) 社会科学としての「精神薄弱問題史研究」であるとの認識は、「精神薄弱問題史研究会」設立者のひとりである清水によっても示されている。清水は、「社会科学・歴史学としての『精神薄弱問題史研究』をやってきたと考えています」と述べている〔藤島ほか 2005: 19〕。
- (7) 杉田 (1964) は、研究会が刊行する研究誌の名称を『精神薄弱問題研究紀要』とせず、「史」を入れ、『精神薄弱問題史研究紀要』とした理由について触れている。そこには、時間的経過のなかから問題を分析し、研究時点 (杉田は「現在」という表現をする [杉田 1964: 2]) における示唆を取り出すとの考えが示されている。研究時点とのつながりのなかで歴史を扱うという視点は、「問題史研究」が一貫してもっていた視点である。
- (8) なお、この特集では、「障害者問題史」をめぐって、①用語に明確な定義がないこと (荒川の報告 [高橋ほか 1988: 9]、清水の報告 [高橋ほか 1988: 25] 等)、②方法としてのあいまいさ (荒川の報告 [高橋ほか 1988: 9] 等)、③領域としてのあいまいさ (荒川の報告 [高橋ほか 1988: 9]、渡辺の報告 [高橋ほか 1988: 13] 等)、といった諸点が指摘されている。
- (9) より詳しくは、津曲 (2012) などを参照されたい。
- (10) たとえば [津曲 1977: 4-5] など。
- (11) 以上に概観したような滝乃川学園研究などを通し、「施設史研究」は、次のようなことも明らかにしてきた。それは、①日本の精神薄弱者福祉が、明治以降の近代化のなかに位置づけられること、②戦前施設は、園生の生活に対し、福祉、医療、教育、労働などの諸領域の支援を一体的に提供しようとしていたこと、等である [津曲 1977: 5]。
- (12) 2016年ごろの、滝乃川学園の資料整理において、戦前に親が頻繁に面会訪問していたことを示す記録が発見されている。これらの記録の分析は、まだ行われていない。知的障害をもつとされる人の親が何を考え、何を抱えてきたのかといった歴史的問題は、十分に明らかにされてきたとはいえない。ゆえに、このような記録から何を読み解いていくかは、今後の研究領域を形成しているといえる。「施設史研究」における発掘、整理、分析は、この領域にコミットできる可能性をもつと思われる。

参考文献

- 穂山新 (2015) 「慈善と社会連帯のあいだ 日本と中国における社会的権利の形成をめぐって」日本社会学会編『社会学評論』66(1)。
- 池本喜代正 (1994) 「『白痴』教育施設成立期の滝乃川学園史研究 運営状況、特に対象児と職員体制に関して」宇都宮大学教育学部編『宇都宮大学教育学部紀要』通号44。
- 池本喜代正・菊池義昭 (1989) 「精神薄弱教育成立期の滝乃川学園の財政に関する研究 1899 (明治32) 年から1906 (明治39) 年まで」障害者問題史研究紀要編集委員会編『障害者問題史研究紀要』32。
- 加藤康昭 (1986) 「滝乃川学園成立史の研究 初期の学園の性格について」日本特殊教育学会『特殊教育学研究』編集部編『特殊教育学研究』24(3)。
- 蒲生俊宏 (1985) 「石井亮一 of 教育思想形成過程に関する一考察」精神薄弱問題史研究会編『精神薄弱問題史研究紀要』29。
- 菊池義昭 (1979) 「滝乃川学園の創立前後の歴史的研究 『女学雑誌』の資料を中心として」『精神薄弱者施設史研究』1。
- 杉田裕 (1964) 「創刊にあたって」『精神薄弱問題史研究紀要』1(1)、精神薄弱問題史研究会。
- 精神薄弱者施設史研究会 (1979) 「創刊にあたって」『精神薄弱者施設史研究』1。
- 高橋智ほか (1988) 「障害者問題史研究の動向と課題 研究方法論の検討を中心に」障害者問題史研究紀要編集委員会編『障害者問題史研究紀要』31。
- 滝乃川学園 (2015) 『滝乃川学園要覧 2015 (平成27) 年度版』。
- 滝乃川学園・津曲裕次監修・編集 (2011a) 『知的障害者教育・福祉の歩み 滝乃川学園120年史』上、大空社。
- 滝乃川学園・津曲裕次監修・編集 (2011b) 『知的障害者教育・福祉の歩み 滝乃川学園120年史』下、大空社。
- 津曲裕次 (1964) 「精神薄弱教育史研究 I 『歴史観』及び『方法論』について」『精神薄弱問題史研究紀要』1。
- 津曲裕次 (1965) 「精神薄弱教育史研究 II 『歴史』の構成に関する考察」『精神薄弱問題史研究紀要』2、精神薄弱問題史研究会。
- 津曲裕次 (1977) 「精神薄弱者施設史研究序説」『精神薄弱問題史研究紀要』21。

- 津曲裕次（1978）「初期滝乃川学園の歴史 孤女学院の設立過程に関する一考察」『精神薄弱問題史研究紀要』23, 精神薄弱問題史研究会。
- 津曲裕次（1988）「障害者問題史研究の課題と方法」障害者問題史研究紀要編集委員会編『障害者問題史研究紀要』31。
- 津曲裕次（2012）「福祉文化領域における『施設史研究法』の形成と課題」『純心人文研究』18。
- 津曲裕次・松矢勝宏（1976）「精神薄弱者施設の調査 1939年（昭和14年）2月末現在」精神薄弱問題史研究会編『精神薄弱問題史研究紀要』19。
- 福士貴子（1997）「滝乃川学園初期にみる施設の生活と指導 『学園のまとも』を中心に」日本女子大学社会福祉学会編『社会福祉』通号38。
- 藤島岳（1988）「巻頭言」障害者問題史研究紀要編集委員会編『障害者問題史研究紀要』31。
- 藤島岳ほか（2005）「＜問題史研閉会記念シンポジウム＞『精神薄弱問題史研究会』と知的障害問題史研究の新地平 問題史研39年間の検証と今後の課題」障害者問題史研究紀要編集委員会編『障害者問題史研究紀要』40。
- 峰島厚（1973）「滝乃川学園史年表（案） 戦前編」『精神薄弱問題史研究紀要』14, 精神薄弱問題史研究会。
- 峰島厚（1979）「戦前の精神薄弱者施設『滝乃川学園』史研究」『精神薄弱者施設史研究』1。
- 吉田久一（1979）「『施設史研究』の発刊に寄す」『精神薄弱者施設史研究』1。

※本稿では、『精神薄弱問題史研究紀要』における研究からの引用が少なくない。しかし、この研究紀要においては、刊行号によって「編者」、「発行所」が表記されていないものがある。本稿の参考文献表において、『精神薄弱問題史研究紀要』の「編者」、「発行所」の記載が不統一であるのはこのためである。